⑷　履行期間　平成26年３月29日から平成27年３月27日まで
⑸　履行場所　阪神競馬場
⑹　入札方法　本案件の実施に係わる総価をもって入札することとする。なお、入札書には消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
2　競争参加資格
⑴　経営状態並びに信用状態が良好である者。
⑵　業務の実行に必要な能力を有すると認められる者。
⑶　平成24・25・26年度日本中央競馬会『物品等の調達に係わる競争参加者資格及び等級格付け審査基準』により、契約の種類が『役務等契約』であって、業種の区分が『建物管理等各種保守管理』であり、かつ『A』の等級に格付されている者。
⑷　入札説明会において配布する、当該業務の一般競争入札における「競争入札参加資格要件」の各要件を満たす者。
⑸　本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒665―0053 兵庫県宝塚市駒の町１－１
日本中央競馬会　阪神競馬場　総務課　ＴＥＬ0798―51―7151
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴または入札説明会の際に交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年１月24日（金）16時00分　上記３の⑴の住所内
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成26年２月14日（金）14時00分　上記３の⑴の住所内
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　本件入札は「低入札価格調査制度」が適用されるものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。なお、契約金額について、金額内訳書を別途提出することとする。
⑹　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Misao Kumakura Assistant General Manager of HANSHIN RACECOURSE of JAPAN RACING ASSOCIATION.
⑵　Classification of the services to be Procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Hanshin racecourse fan area others cleaning. A complete set
⑷　Fulfillment period : From 29 March 2014 through 27 March 2015.
⑸　Fulfillment place : Hanshin racecourse.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 14 February 2014
⑻　Contact point for the notice : Accounting Division, JAPAN RACING ASSOCIATION, HANSHIN RACECOURSE, 1―1, Komano-cho, Takarazuka-shi, Hyogo-ken 〒665―0053 Japan TEL 0798―51―7151

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月20日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　丸山　隆英
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第12号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　徳島小松島港沖洲（外）地区泊地（－8.5m）浚渫等工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　徳島県徳島市東沖洲２丁目地先
⑷　工事内容
泊地（－8.5m）
浚渫工１式、土捨工１式
航路・泊地（－8.5m）
浚渫工１式、土捨工１式
岸壁（－8.5m）（耐震）
埋立工１式、裏込・裏埋工１式、雑工１式
安全管理１式
⑸　工期　契約締結日から平成26年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　固化材（高炉セメントＢ種）4,800ｔ
⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１、２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　特定評価項目１、２に係る技術提案が適正であること。
また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。